

建築基準法に基づく事務手数料（確認、検査）

				●確認			●中間検査	●完了検査	
種別・規模等				確認申請審査手数料(円)			中間検査手数料 (円)	完了検査手数料(円)	
				構造計算書の 添付の要しない もの	構造計算書の 添付の要するも の	計画変更		中間検査対象 で合格証の交 付を受けたもの	中間検査 対象外
建築物 (A:床面積 の合計)		A ≤	30	12,000	17,000	計画変更に かかる部分の 床面積の1/ 2により算定 (床面積が増 加する場合 は、増加する 部分の床面 積の合計)	17,000	17,000	18,000
		30 < A ≤	100	18,000	26,000		24,000	25,000	27,000
		100 < A ≤	200	27,000	40,000		33,000	31,000	34,000
		200 < A ≤	500	35,000	53,000		42,000	43,000	46,000
		500 < A ≤	1,000	93,000			63,000	64,000	67,000
		1,000 < A ≤	2,000	140,000			80,000	82,000	86,000
		2,000 < A ≤	5,000	240,000			130,000	140,000	150,000
		5,000 < A ≤	10,000	290,000			170,000	180,000	190,000
		10,000 < A ≤	50,000	470,000			280,000	290,000	300,000
		50,000 < A		780,000			510,000	560,000	570,000
エレベーター、エスカレーター				26,000		14,000			34,000
小荷物専用昇降機				11,000		6,000			19,000
工作物				24,000		13,000			27,000

●建築物省エネ法適合性判定部分の完了検査手数料(円)				
種別・規模等 ※2棟以上の場合、棟ごとに算出して合算				建築物省エネ法適合性判定部分の加算額
建築物 (A:床面積 の合計)		A <	300	9,000
		300 ≤ A <	1,000	16,000
		1,000 ≤ A <	2,000	26,000
		2,000 ≤ A <	5,000	77,000
		5,000 ≤ A <	10,000	123,000
		10,000 ≤ A <	25,000	155,000
		25,000 ≤ A <	50,000	194,000
		50,000 ≤ A		271,000

- 1 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の1/2に該当する審査手数料とする。
- 2 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とする。
- 3 中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。
- 4 建築物省エネ法適合性判定部分の検査手数料は、判定を受けた部分の床面積とする。ただし、既設部分をデフォルト値で計算した場合は、その部分を減ずることができる。
- 5 建築物省エネ法適合性判定を受けた建築物が2以上ある場合の検査手数料は、建築物ごとの非住宅部分の床面積で算定する。